

作成日：2011年2月1日

## ユーラシア特許庁

特許庁の所在地：

Eurasian Patent Organization/Office (EAPO)

M. Cherkassky per. 2/6,  
EAPV, Moscow, Centre, GSP, 103621,  
Russian Federation

Tel : 7 095 206 62 37

Fax : 7 095 921 24 23

E-Mail : [info@eapo.org](mailto:info@eapo.org)

Website : [www.eapo.org](http://www.eapo.org)

## 目 次

1. 現行法令について
2. 加盟国について
3. 特許出願時の必要書類
4. 料金表
5. 料金減免制度について
6. 実体審査の有無
7. 出願公開制度の有無
8. 審査請求制度の有無
9. 出願から登録までの手続の流れ
10. 存続期間及びその起算日
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

## ユーラシア特許制度

### 1. 現行法令について

ユーラシア特許条約は1995年8月12日発効され、現在2004年1月1日施行の2003年の改正法が適用されています。

### 2. 加盟国について

下記の国について、ユーラシア特許出願により特許を取得することができます。

- ・ アルメニア
- ・ アゼルバイジャン
- ・ ベラルーシ
- ・ カザフスタン
- ・ キルギスタン
- ・ モルドバ
- ・ ロシア連邦
- ・ タジキスタン 及び
- ・ トルクメニスタン

以上、9カ国です。

### 3. 特許出願時の必要書類

- ・ ユーラシア特許条約の加盟国に住所等を有しない外国人は、ユーラシア特許庁に登録されている代理人を選定しなければなりません。
- ・ 出願書類はモスクワにあるユーラシア特許庁に提出します。
- ・ 手続言語はロシア語ですが、出願は他の言語でもすることができます。

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

ロシア語以外の他の外国語でもって出願することができます。

この場合には、出願日から2ヶ月以内にロシア語翻訳文を提出しなければなりません。

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から2ヶ月以内に提出することができます。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

- ・ 優先権証明書は出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。
- ・ 優先権証明書の翻訳文は、特許庁から提出要求があった場合に提出する必要があります。
- ・ 優先権譲渡証は、第一国出願の出願人とユーラシア出願の出願人が異なる場合に提出が必要です。  
優先権譲渡証は出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

#### 4. 料金表（単位：米国ドル（US\$））

##### （1）出願料金

① 基本料金	800
② 5クレーム以上1クレーム当たり	70
③ ロシア語翻訳文提出料金(出願後提出)	100

##### （2）審査請求料金

① 基本料金	800
② 独立クレーム2以上の場合	600

##### （3）期間延長料金

① 3ヶ月間の期間延長(1月当たり)	30
② その後6ヶ月間の延長(1月当たり)	70

##### （4）特許付与料金

基本料金	500
------	-----

##### （5）拒絶査定に対する不服申し立て料金

550

##### （6）異議申し立て料金

800

#### 5. 料金減免制度について

国際調査報告が作成されている場合は、手続き料金が25%減額されます。

#### 6. 実体審査の有無

特許出願は実体審査されます。

#### 7. 出願公開制度の有無

特許出願は出願公開されます。

#### 8. 審査請求制度の有無

審査請求制度があります。

#### 9. 出願から登録までの手続の流れ

ユーラシア特許庁（モスクワ）に出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、出願公開、審査請求により実体審査の手続きが行われます。

(1) 方式的要件の審査について

出願書類がすべて要件を満たしているか否かについて審査されます。

(2) 不特許事由について

次の事由は発明とは認められません。

- ・ 発見や科学的理論また数学的方法の場合
  - ・ 単なる情報の提示にすぎない場合
  - ・ 経済的な管理方法や経営の方法の場合
  - ・ コンピュータプログラムの場合
  - ・ 製品の外観や精神活動を満足させる解決方法の場合
  - ・ 公序良俗に反する場合
- 等です。

(3) 新規性について

出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明が世界のいずれかの場所において公衆が入手可能な状態にある場合には、新規性がありません（絶対的新規性の採用です）。

但し、以下の場合には新規性の喪失の例外が認められています。

- ・ 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、出願日（又は優先日）前6ヶ月以内における発明の公表の場合。

(4) 新規性調査について

- ① 新規性調査は、すべての出願について行われます。

新規性調査において、発明の単一性の要件を満たしていないと判断された場合、出願人にその旨通知され、その通知日から3ヶ月以内に出願人は調査の対象となる発明を選択しなければなりません。

出願人が、この期間内に発明を選択しなかった場合には、最初のクレームに記載された発明について調査が行われます。

- ② 新規性調査の結果、調査報告書が作成され出願人の送付されます。調査報告書は、出願書類とともに出願公開されます。

(5) 出願公開について

出願書類は出願日（又は優先日）から1年6ヶ月経過後公開され、また出願人は早期公開の請求をすることもできます。

(6) 実体審査について

- ① 実体審査を受けるためには、出願人は調査報告の公開日から6ヶ月以内に審査請求をしなければなりません。

この期間内に審査請求がされなかった場合には、原則として出願は取り下げられたものとみなされます。

- ② 実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発せられ、出願人はその通知日から原則として4ヶ月以内に応答し

なければなりません。

- ③ 実体審査の結果、発明の単一性の要件を満たしていないと判断された場合、出願人は、その通知日から指定期間内に分割出願、明細書等の補正をすることができます。

なお、この指定期間は請求により数回延長をすることができます。

- ④ 上記拒絶理由通知に対する応答にも拘わらず、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶されます。

一方、特許要件を満たしていると判断された場合には、特許付与の決定がされます。

- ⑤ 拒絶査定された場合、出願人は当該通知日から3ヶ月以内に特許庁に不服申立てをすることができます。

なお、この期間は請求により延長することができます。

- ⑥ 特許付与の決定がされた場合、出願人は当該通知日から4ヶ月以内に特許付与及び公告手数料を納付する必要があります。

なお、この4ヶ月以内に料金を納付できなかった場合、その後2ヶ月以内に追加料金を納付することにより、料金を支払うことができます。

特許付与料金を納付することにより、特許が原簿に登録され出願人に特許証が発行されます。

- ⑦ ユーラシア特許が付与された場合には、全ての締約国で自動的に特許権が発生します。

この場合、各締約国にそれぞれの公用語による翻訳文を提出する必要はありません。

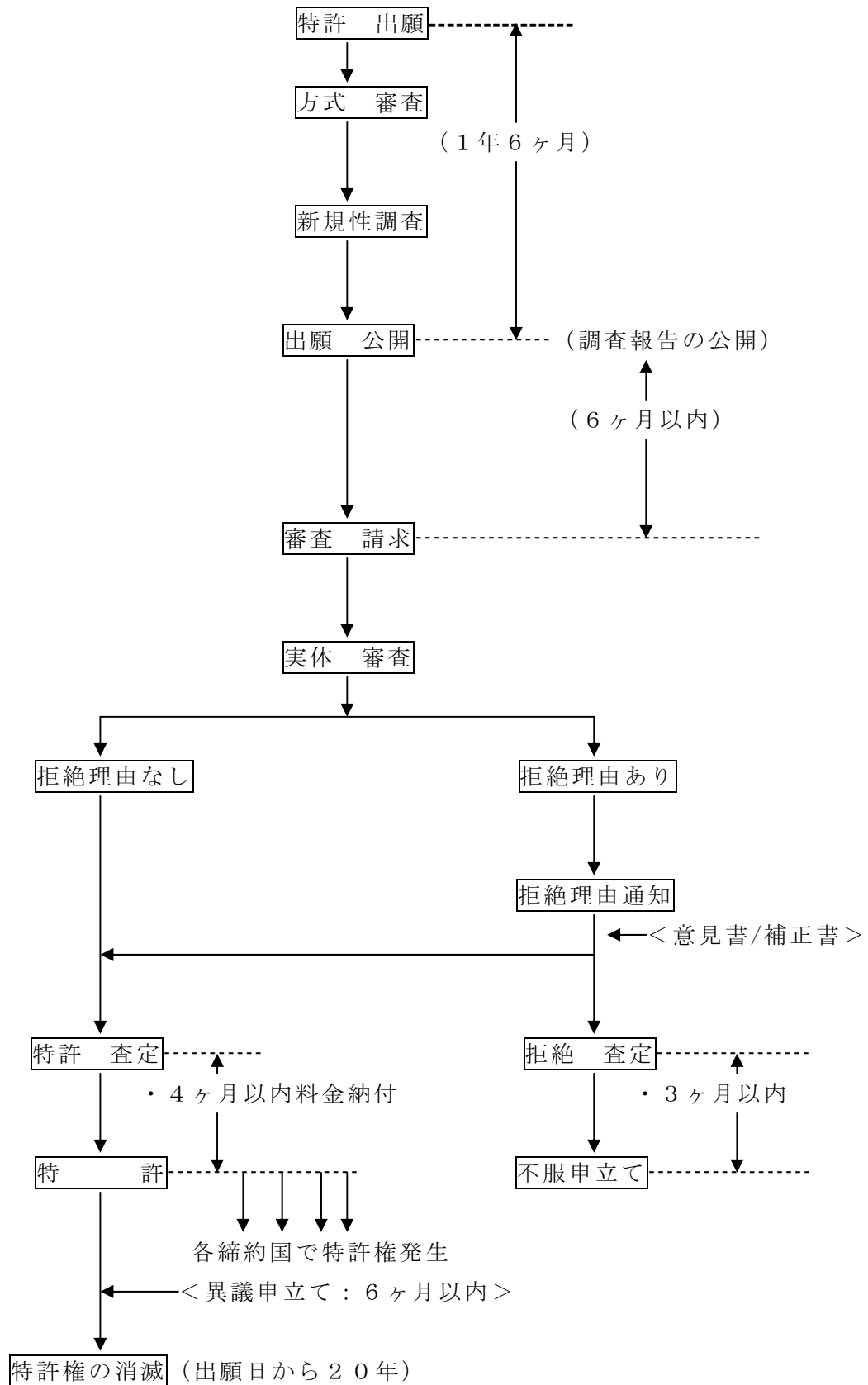
#### (7) 異議申立てについて

- ① ユーラシア特許が公報に公告された日から6ヶ月以内に、何人も異議申立てをすることができます。

- ② ユーラシア特許が取消された場合、特許は全ての締約国において特許付与の公告日に遡及して、存在しなかったものとみなされます。

- ③ 異議申立ての決定に対して、決定書の発行日から4ヶ月以内に特許長官に不服を申立てることができます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート



## 1 0 . 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。
- (2) 特許を維持するために、各締約国において特許後年金を納付する必要があります。

## 1 1 . PCT に加盟している場合、その広域段階手続の概要

- (1) 広域段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のロシア語による翻訳文の提出が必要です。

他の言語の翻訳文は認められません。

- ・ 明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
- ・ 19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
- ・ 審査請求は、国際事務局が国際調査報告を公開した日から6ヶ月以内、又は優先日から31ヶ月以内にしなければなりません。

## 1 2 . 留意事項

- ① ユーラシア特許出願は、全ての締約国を指定したものとみなされますので、各指定国を個別に指定することはできません。
- ② 出願段階で、所謂出願維持年金を納付する必要はありません。登録後、特許として保護を求める締約国に対して年金を納付することになります。
- ③ EPC 出願とはことなり、ユーラシア出願が特許となった場合には、自動的に各締約国で特許権が発生し、それぞれの締約国へ翻訳文を提出する必要性はありません。
- ④ 登録後、ある締約国において特許としての権利の維持を望まない場合には、その締約国において年金を納付しないことにより、特許権を放棄することができます。
- ⑤ ユーラシア特許が異議申立てにより、異議理由ありとの決定が確定した場合には、全ての締約国における特許が遡及して取り消しとなります。